

大阪市選挙管理委員会告示第13号

大阪市選挙関係事務執行規程（昭和53年大阪市選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月24日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第7号様式の7（ポスター作成証明書の様式）（第12条の5関係）（A4） [様式 別紙2 挿入]	第7号様式の7（ポスター作成証明書の様式）（第12条の5関係）（A4） [様式 別紙1 挿入]
第7号様式の8（請求書の様式）（第12条の6関係）（A4） [様式 別紙4 挿入]	第7号様式の8（請求書の様式）（第12条の6関係）（A4） [様式 別紙3 挿入]
第7号様式の16（選挙運動用ビラ作成証明書の様式）（第12条の13関係） [様式 別紙6 挿入]	第7号様式の16（選挙運動用ビラ作成証明書の様式）（第12条の13関係） [様式 別紙5 挿入]
第7号様式の17（請求書の様式）（第12条の14関係） [様式 別紙8 挿入]	第7号様式の17（請求書の様式）（第12条の14関係） [様式 別紙7 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- この改正規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この改正規程による改正後の大阪市選挙関係事務執行規程第7号様式の7、第7号様式の8、第7号様式の16及び第7号様式の17は、大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第41号）の施行の日（以下「条例施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、条例施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

選挙（ 選挙区）

候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)にお けるポスター掲示場数	

(注) 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 ポスター作成業者が大阪市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、大阪市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + \frac{541円31銭}{\text{ポスター掲示場数}} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{316,250円 + \frac{270,655円 + 28円35銭}{\text{ポスター掲示場数}} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

選挙（ 選挙区）

候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)にお けるポスター掲示場数	

(注) 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 ポスター作成業者が大阪市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、大阪市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + \boxed{586円88銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{316,250円 + \boxed{293,440円} + \boxed{30円73銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

その2

請 求 書
(ポスターの作成)

年 月 日

大阪市長（区長）様

住所及び氏名、法人にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

- (注) 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大阪市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	
	A	B	$A \times B = C$	D	E	$D \times E = F$	G	H	$G \times H = I$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

(注) 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250\text{円} + \frac{541\text{円} \times 31\text{枚}}{\text{ポスター掲示場数}}}{\text{ポスター掲示場数}} \times \text{ポスター掲示場数} \quad \dots \quad \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{316,250\text{円} + \frac{270,655\text{円} \times 28\text{円} \times 35\text{枚}}{\text{ポスター掲示場数}}}{\text{ポスター掲示場数}} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) \quad \dots \quad \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

その2

請 求 書
(ポスターの作成)

年 月 日

大阪市長（区長）様

住所及び氏名、法人にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

- (注) 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大阪市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	
	A	B	A×B=C	D	E	D×E=F	G	H	G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

(注) 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250\text{円} + \frac{586\text{円}88\text{銭}}{\text{ポスター掲示場数}} \times \text{ポスター掲示場数}{\dots} \text{1円未満の端数は切上げ}$$

(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{316,250\text{円} + \frac{293,440\text{円} + \frac{30\text{円}73\text{銭}}{\text{ポスター掲示場数}} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}{\dots} \text{1円未満の端数は切上げ}$$

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

選挙

候補者氏名

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が大阪市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、大阪市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 大阪市議会議員の選挙 8,000枚 大阪市長の選挙 70,000枚

(2) 限度額

ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7 円73銭(単価)×当該作成枚数＝限度額（1 円未満の端数は切上げ）

イ 確認された枚数が50,000枚を超える場合

386,500円+5 円18銭×(当該作成枚数－50,000枚)
当該作成枚数 = 単価(1銭未満の端数は切上げ)

単価×当該作成枚数＝限度額（1 円未満の端数は切上げ）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

選挙

候補者氏名

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が大阪市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、大阪市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 大阪市議会議員の選挙 8,000枚 大阪市長の選挙 70,000枚

(2) 限度額

ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

8 円38銭(単価)×当該作成枚数＝限度額（1 円未満の端数は切上げ）

イ 確認された枚数が50,000枚を超える場合

419,000円H5 円62銭×(当該作成枚数－50,000枚)
当該作成枚数 ＝ 単価(1銭未満の端数は切上げ)

単価×当該作成枚数＝限度額（1 円未満の端数は切上げ）

請 求 書

（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

（提出先）

大阪市長（ 区長）

住所及び氏名、法人にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例
第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請 求 金 額 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号

（注）

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大阪市に支払を請求することはできません。

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

(注)

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円73銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

1386,500円15円18銭 × (当該作成枚数 - 50,000枚)
当該作成枚数 = 1銭未満の端数は切上げ

2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

5 I欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。

請 求 書

（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

（提出先）

大阪市長（ 区長）

住所及び氏名、法人にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例
第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請 求 金 額 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号

（注）

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大阪市に支払を請求することはできません。

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

(注)

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

8 円38 銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{419,000 \text{円} + 5 \text{円} 62 \text{銭}}{\text{当該作成枚数}} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000 \text{枚}) = \text{1銭未満の端数は切上げ}$$

2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

5 I欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。